

参考資料

四街道市道路占用条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(占用料の徴収)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項に規定する電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占用することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月末満のもの（道路の占用のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く。）についての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定</u></p>	<p>(占用料の徴収)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>占用料の額は、別表のとおりとする。</u></p>

める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税相当額」という。）を加算した額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円とし、その額が100円以上である場合において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円とし、その額が100円以上である場合において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

4 占用料は、許可の期間における各年度の占用に係る額についてそれぞれの年度の当初に徴収するものとし、最初の年度の占用に係る額については、許可の際に徴収する。

（占用料の減免）

第9条 市長は、次の各号のいづれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条第3項第1号から第5号までに規定するものを占用するとき。

(2) (略)

（督促手数料及び延滞金）

第10条 法第73条第2項の規定により督促状を発したときは、督促手数料及び延滞金を徴収する。

（占用料の減免）

第9条 市長は、次の各号の一に該当するときは、占用料を減免することができる。

(1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の2第3項第1号から第5号までに規定するものを占用するとき。

(2) (略)

（督促手数料及び延滞金）

第10条 道路占用者が当該占用料を納付すべき期限までに納入しない場合においては、督促手数料及び延滞金を徴収する。ただし、手数料は10円、延滞金は100円につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

2 督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

3 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納金額につき年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する金額とする。

(占用の消滅)

第13条 (略)

(代執行)

第14条 (略)

別表 (第7条第2項及び第3項)

道路占用料徴収標準表

占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき 年	円 1,000
第1種電柱		1,500
第2種電柱		2,100
第3種電柱		910
第1種電話柱		1,400
第2種電話柱		2,000
第3種電話柱		91
その他の柱類		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき 1年	9 5
地下に設ける電線その他の線類		
路上に設ける変圧器	1個につき 1	890

(占用の消滅)

第13条 (略)

第14条 (略)

別表 (第7条第2項)

道路占用料徴収標準表

占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき 年	円 950
電柱		270
街灯		
その他の柱類		1,800

	年		
地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方 メートルにつき <u>1年</u>	540	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,800	
郵便差出箱及び信書便差出箱		760	
広告塔	表示面積 1 平方 メートルにつき <u>1年</u>	4,600	
その他もの	占用面積 1 平方 メートルにつき <u>1年</u>	1,800	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの 外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの 外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの 外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル につき 1 年	38 54 81 100

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 年	1 800
<u>郵便差出箱</u>		<u>320</u>
広告塔	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 年	3,500
<u>送電塔</u>	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	880
その他のもの	長さ 1 メートル につき 1 年	52
	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	800
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.2メートル未満のもの 外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの 外径0.4メートル以上1メートル未満のもの	130 340 620

		<u>地下に設 けるもの</u>	<u>1年</u>	<u>540</u>				
		<u>その他のもの</u>		<u>1,800</u>				
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方 メートルにつき <u>1年</u>		<u>1,800</u>	法第32条第1項第4号 に掲げる施設	<u>日よけ・雨よけ類</u>		<u>800</u>
法第32条第1項第5号に掲 げる施設	<u>地下街及 び地下室</u>	<u>階数が1のもの</u>	占用面積1平方 メートルにつき <u>1年</u>	Aに0.004 を乗じて 得た額	法第32条第1項第5号 に掲げる施設	<u>上空又は地下に設け る通路等</u>		<u>240</u>
		<u>階数が2のもの</u>		Aに0.006 を乗じて 得た額				
		<u>階数が3以上のもの</u>		Aに0.007 を乗じて 得た額				
		<u>上空に設ける通路</u>		<u>2,300</u>				
		<u>地下に設ける通路</u>		<u>1,300</u>				
		<u>その他のもの</u>		<u>1,800</u>				
法第32条第1項第6号に掲 げる施設	<u>祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの</u>	占用面積1平方 メートルにつき <u>1日</u>	<u>46</u>	法第32条第1項第6号に掲 げる施設(露 店・出店等)	<u>祭礼・縁日等に際し、1時的に 設けるもの</u>	占用面積1平方 メートルにつき <u>1日</u>	<u>61</u>	
	<u>その他のもの</u>	占用面積1平方 メートルにつき <u>1月</u>	<u>460</u>		<u>その他のもの</u>	占用面積1平方 メートルにつき <u>1月</u>		<u>600</u>
道路法施行令	看板(アーチで 一時的に設ける)	表示面積1平方	<u>460</u>	法施行令(昭)	看板(アーチで 1時的に設ける)	表示面積1平方		<u>60</u>

第7条第1号 に掲げる物件	あるものを除く。)	もの	メートルにつき 1月		和27年政令第 479号) 第7条 第1号に掲げ る物件	あるものを除く。)	もの	メートルにつき 1月	
	その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	4,600			その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	710	
	標識	1本につき 1年	1,400			標識	1本につき 1年	640	
	旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	1本につき 1日	46		旗ざお(横断 幕)	祭礼・縁日等に 際し1時的に設 けるもの	1本につき 1日	37
		その他のもの	1本につき 1月	460		その他のもの	1本につき 1月	360	
	幕(道路法施行 令第7条第4号に 掲げる工事用施 設であるもの)	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	46		幕(法施行令第 7条第2号に掲 げる工事用施 設であるも のを除く。)	祭礼・縁日等に 際し1時的に設 けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	37
		その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	460		その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	360	
	アーチ	車道を横断する もの	1基につき 1月	4,600		アーチ	車道を横断する もの	1基につき 1月	4,400
		その他のもの		2,300		その他のもの			2,100
	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方 メートルにつき	1,800		法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及 び同条第3号に掲げる工事用材料	占用面積1平方 メートルにつき		290	

	<u>1年</u>			<u>1月</u>	
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき <u>1年</u>	Aに0.031を乗じて得た額			
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき <u>1月</u>	460	法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき <u>1月</u>	60
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき <u>1月</u>	180	前各号に該当しないその他のもの	1平方メートル又は1基につき <u>1月</u>	市長の定める額
道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき <u>1年</u>	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	
	階数が1のもの				
	階数が2のもの				
	階数が3以上のもの				

			得た額
	<u>その他のもの</u>		Aに0.025 を乗じて 得た額
<u>道路法施行令</u> <u>第7条第9号</u> <u>に掲げる施設</u>	<u>建築物</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	Aに0.012 を乗じて 得た額
	<u>その他のもの</u>		Aに0.009 を乗じて 得た額
<u>道路法施行令</u> <u>第7条第10号</u> <u>に掲げる施設</u> <u>及び自動車駐</u> <u>車場</u>	<u>建築物</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	Aに0.022 を乗じて 得た額
	<u>その他のもの</u>		Aに0.009 を乗じて 得た額
<u>道路法施行令</u> <u>第7条第11号</u> <u>に掲げる応急</u> <u>仮設建築物</u>	<u>トンネルの上又は高架の道路</u> <u>の路面下に設けるもの</u> <u>上空に設けるもの</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき</u> <u>1年</u>	Aに0.012 を乗じて 得た額
			Aに0.022 を乗じて 得た額

	<u>その他のもの</u>		Aに0.031
			を乗じて 得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1平方 メートルにつき <u>1年</u>	Aに0.025 を乗じて 得た額	
道路法施行令 第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車 国道若しくは自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路面 下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき <u>1年</u>	Aに0.012 を乗じて 得た額 Aに0.022 を乗じて 得た額 Aに0.031 を乗じて 得た額
道路法施行令第7条第14号に掲げる施設	占用面積1平方 メートルにつき <u>1年</u>	Aに0.031 を乗じて 得た額	

備考

- 1 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持す

(備考)

- 1 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル未満であるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

るものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を考慮して算定した額とする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを1平方メートル又は1メートルとして切り上げて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

- 2 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 3 1件の占用許可に係る各年度ごとの占用料の額が100円に満たない場合は、占用料の額を100円とする。

四街道市準用河川管理条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行										
<p>(流水占用料等)</p> <p>第4条 市長は、法第23条又は第24条の規定による許可を受けた者から、法第32条の規定により別表第1に定める流水占用料又は別表第2に定める土地占用料を徴収する。</p> <p>2 土地占用料の額は、別表第2占用料の欄に定める金額に、法第24条の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計額とする。</p> <p>3 占用料は、許可の期間における各年度の占用に係る額についてそれぞれの年度の当初に徴収するものとし、最初の年度の占用に係る額については、許可の際に徴収する。</p> <p>(流水占用料等の減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、流水占用料又は土地占用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表第1（第4条第1項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">流水占用料</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> </table>	流水占用料			区分	単位	占用料	<p>(流水占用料等)</p> <p>第4条 市長は、法第23条又は第24条の規定による許可を受けた者から、法第32条の規定により別表に定める流水占用料又は土地占用料を徴収する。</p> <p>(流水占用料等の減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、流水占用料又は土地占用料を免除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表（第4条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用料の名称</th> <th>区分</th> <th>単位 (1年につき)</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> </table>	占用料の名称	区分	単位 (1年につき)	占用料
流水占用料											
区分	単位	占用料									
占用料の名称	区分	単位 (1年につき)	占用料								

鉱工業の用に供するもの	毎秒 1 リットル	円
	につき 1年	5,030
その他の用に供するもの		30

流水占用料	工業用に供するもの	毎秒 1 リットル	2,500円
	その他の用に供するもの	毎秒 1 リットル	250円
土地占用料	工作物を設置するために占用するもの	1 平方メートル	220円
	工作物を設置せず原形のまま占用するもの	1 平方メートル	220円
	電柱	1 本	950円
	鉄塔	1 平方メートル	880円
諸管の埋設	口径30センチメートル未満	1 平方メートル	190円
	口径30センチメートル以上		400円

備考

- 1 1 件の占用許可に係る各年度ごとの占用料の額が100円に満たない場合は、占用料の額を100円とする。
- 2 占用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、1月末満であるとき又はその期間に1月末満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 3 占用の水量が1リットル未満であるとき又はその水量に1リットル未満の端数があるときは、1リットルとして計算するものとする。

別表第2 (第4条第1項及び第2項)

土地占用料

備考

- 1 1 件の占用許可に係る各年度ごとの占用料の額が100円に満たない場合は、占用料の額を100円とする。
- 2 占用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、1月末満であるとき又はその期間に1月末満の端数があるときは1月として計算する。
- 3 占用の面積、長さ等で各単位未満のものについては、各単位に切り上げて計算する。

区分		単位	占用料
工作物を設置する場合	第1種電柱	1本につき 1年	円 1,000
	第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,100
	第1種電話柱		910
	第2種電話柱		1,400
	第3種電話柱		2,000
	その他の柱類		91
	鉄塔	占用面積 1 平方メートルにつき 1年	600
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1年	9
	水道管、下水道管、ガス管	外径が0.07メートル未満のもの	38
	地下ケーブル	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	54
	その他これらに類するもの	トル未満のもの	81
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	100
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	

	<u>外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの</u>	<u>160</u>	
	<u>外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの</u>	<u>210</u>	
	<u>外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの</u>	<u>380</u>	
	<u>外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの</u>	<u>540</u>	
	<u>外径が1メートル以上のもの</u>	<u>1,000</u>	
	<u>その他のもの</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき</u>	<u>1,800</u>
		<u>1年</u>	
工作物を設置しない場合	運動場、広場その他これらに類似するもの	占用面積1平方メートルにつき	<u>16</u>
		<u>1年</u>	
	工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき	<u>210</u>
		<u>1月</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	<u>160</u>

1年

備考

- 1 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 占用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 5 占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その全面積若しく

は全長又はその端数の面積若しくは長さを1平方メートル又は1メートルとして切り上げて計算するものとする。

四街道市法定外公共物管理条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
<p>(占用料の徴収)</p> <p>第9条 市長は、第5条第1項第1号の許可を受けた者、第6条第1項の規定により法定外公共物に関する占用の許可を受けた者及び前条第<u>1項</u>の許可を受けた者から占用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(占用料の額)</u></p> <p>第10条 前条第1項の規定による占用料の額については、四街道市道路占用条例（昭和38年条例第26号）第7条第2項及び第3項並びに別表の規定を準用する。ただし、水路に係る占用料の額については、四街道市準用河川管理条例（平成12年条例第4号）別表第1の規定を準用する。</p>	<p>(占用料の徴収)</p> <p>第9条 市長は、第5条第1項第1号の許可を受けた者、第6条第1項の規定により法定外公共物に関する占用の許可を受けた者及び第8条<u>第1項</u>の許可を受けた者から占用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(占用料の額)</u></p> <p>第10条 占用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 占用者から徴収する占用料の基礎となる表示面積（該当する占用物件の表示部分の面積をいう。）、占用面積（該当する占用物件の占用する面積をいう。）又は占用物件の面積が1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占用物件の長さが1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は1メートルに、占用物件の流量が毎秒1リットル未満のもの又は毎秒1リットル未満の端数は1リットルにそれぞれ切り上げて算定するものとする。</p> <p>3 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割</p>

	<p><u>をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</u></p> <p>4 <u>1件の占用許可に係る各年度ごとの占用料の額が100円に満たない場合は、占用料の額を100円とする。</u></p>
(占用料の減免)	(占用料の減免)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 前項第6号の規定による減額又は免除を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。	2 第1項の規定による減額又は免除を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。
3 市長は、前項の申請を受理したときは、その可否を決定し、申請者に通知するものとする。	3 市長は、第2項の申請を受理したときは、その可否を決定し、申請者に通知するものとする。
(督促手数料及び延滞金)	(督促手数料及び延滞金)
第13条 第5条第1項第1号の許可を受けた者、第6条第1項の規定により法定外公共物に関する占用の許可を受けた者及び第8条第1項の許可を受けた者(水路に係る許可を受けた者を除く。)が当該占用に係る占用料を納付すべき期限までに納入しない場合においては、督促手数料及び延滞金を徴収する。	第13条 第5条第1項第1号の許可を受けた者、第6条第1項の規定により法定外公共物に関する占用の許可を受けた者及び第8条第1項の許可を受けた者が当該占用に係る占用料を納付すべき期限までに納入しない場合においては、督促手数料及び延滞金を徴収する。
2 前項に規定する督促手数料及び延滞金の計算については、四街道市道路占用条例第10条の規定を準用するものとする。	2 前項に規定する督促手数料及び延滞金の計算については、四街道市道路占用条例(昭和38年条例第26号)第10条ただし書の規定を準用するものとする。
(工事の確認)	(工事の確認)
第17条 第5条第1項及び第6条第1項の許可を受けて工事を行った者並びに次条第2項の規定により工事を行った者が当該工事を完了した	第17条 第5条第1項及び第6条第1項の許可を受けて工事を行った者並びに第18条第2項の規定により工事を行った者が当該工事を完了し

ときは、市長に届け出て、完了検査を受けなければならない。

たときは、市長に届け出て、完了検査を受けなければならない。

別表（第10条第1項）

	<u>種別</u>	<u>単位</u>	<u>占用料</u>
工作物	電柱	1本につき	950円
	街灯	1年	270円
	その他の柱類		1,800円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	800円
		1年	
	郵便差出箱		320円
	広告塔	表示面積1平米メートルにつき	3,500円
		1年	
	送電塔	占用面積1平米メートルにつき	880円
		1年	
	その他のもの	長さ1メートルにつき	52円
		1年	
		占用面積1平米メートルにつき	800円
		1年	
	水管、下水地	外径0.2メートル未満のも長さ1メートル	130円

道管、ガス 管その他こ れらに類す る施設	下の 埋設物	外径0.2メートル以上0.4 メートル未満のもの	ルにつき	1年 1年	340円 620円 880円 710円 800円 240円 61円 1日 1月 60円 1月 710円	
		外径0.4メートル以上1メ ートル未満のもの				
		外径1メートル以上のも の				
		鉄道・軌道施設	占用面積1平			
		日よけ・雨よけ類	方メートルに			
上空又は地下に設ける通路等		つき			240円	
				1年		
露店、出店 その他これ らに類する 施設	祭礼・縁日等に際し、一時的 に設けるもの	占用面積1平			61円	
		方メートルに				
		つき				
		1日				
		占用面積1平			600円	
		方メートルに				
		つき				
		1月				
看板その他 これに類す るもの	看板 (アーチで あるものを除 く。)	占用面積1平			60円	
		方メートルに				
		つき				
		1月				
		占用面積1平			710円	
		方メートルに				

		<u>つき</u>	
		<u>1年</u>	
標識	1本につき	640円	
	<u>1年</u>		
横断幕及び旗さ お の の く。)	祭礼・縁日等 に際し、一時 的に設けるも の 的 に設けるも の	1本につき 1日 1本につき 1月 その面積 1平 方メートルに つき 1日 その面積 1平 方メートルに つき 1月 車道を横断す るもの その他のもの	37円 360円 37円 360円 4,400円 1月 2,100円
アーチ			
工事用施設及び工事用材料		占用面積 1 平 方メートルに つき 1月	290円 60円
仮設建築物			

流水	工業用水に供するもの	毎秒 1 リットルにつき	2,500円
	その他の用に供するもの	1 年	250円
	上記以外の占用物件	1 平方メートル又は 1 基につき	市長の定める額
		1 月	